

豊田市老人福祉法の規定による行政処分の取扱要綱 (養護老人ホームの設置者に係るものを除く)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の規定による改善命令若しくは事業の制限若しくは停止若しくは廃止又は認可取消しを行う場合の基準を明確にすることにより、認知症対応型老人共同生活援助事業者、老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンターの設置者、老人短期入所施設の設置者、老人介護支援センターの設置者、特別養護老人ホームの設置者又は有料老人ホームの設置者に対する行政処分の公正を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、行政処分の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 法第18条の2第1項及び第29条第15項に基づく改善命令
- (2) 法第18条の2第2項及び第29条第16項に基づく事業の制限又は停止命令
- (3) 第19条第1項に基づく施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止命令又は認可取消し

第2章 行政処分の基準

(行政処分基準)

第3条 行政処分の基準は原則別表に定めるとおりとし、諸事情を勘案して決定する。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、行政処分をしようとする場合は、豊田市行政手続条例（平成9年条例第1号）、豊田市行政手続規則（平成9年規則第1号）及び豊田市聴聞手続規則（平成6年規則第35号）に従い、意見陳述のための手続を執らなければならない。
- 3 市長は、前項に定めるもののほか、法第18条の2第2項及び第19条第1項に基づく行政処分をしようとする場合は、豊田市社会福祉審議会法人・施設専門分科会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、法第29条第15項及び第16項に基づく行政処分をした場合は、その旨を公示するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

行政処分基準

対象	要件
法第18条の2第1項に規定する改善命令を行う場合（認知症対応型老人共同生活援助事業者）	認知症対応型老人共同生活援助事業者が法第14条の4の規定に違反したと認めるとき。
法第18条の2第2項に規定する事業の制限又は停止命令（老人居宅生活支援事業者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者）	老人居宅生活支援事業者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは法第5条の2第2項から第7項まで、第20条の2の2若しくは第20条の3に規定する者の処遇につき不当な行為をしたとき。
法第19条第1項に規定する施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止命令又は認可取消しを行う場合（特別養護老人ホームの設置者）	特別養護老人ホームの設置者が法若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が法第17条第1項の基準に適合しなくなったとき。
法第29条第15項に規定する改善命令を行う場合（有料老人ホームの設置者）	有料老人ホームの設置者が法第29条第6項から第11項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるとき。
法第29条第16項に規定する事業の制限又は停止命令を行う場合（有料老人ホームの設置者）	有料老人ホームの設置者が法その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるとき。